

せいりばんごう 整理番号	12-2-4	そうだん 相談レベル	2
ぶんるい 分類	ぜいきん ねんきん ほけん 税金・年金・保険		
こうもく 項目	ぜいきん おき かた 税金の納め方		
ないよう 内容	しょうひぜい 消費税		

1 想定される質問の背景

- 消費税を知らない。どのように納めているか知りたい。

2 基本的な質問と回答

相談者 消費税とはどんな税金ですか？

回答者 消費税は、買い物など、基本的にあらゆる消費にかかります。2006年10月現在、消費税の税率は4%です。また、消費税のほかに地方消費税が別途消費税額の25%(消費税額に換算して1%相当)課税されることから、これらを合わせた税率は5%となります。表示価格に5%かけた金額を価格に上乗せするものと、すでに表示価格に含まれているものがあります。消費税は価格とともに消費者が支払い、販売事業者などが一括して申告して納税します。

相談者 消費税はどんなものにかかけられるのですか？

回答者 消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等及び外国貨物の輸入です。輸出取引は消費税が免除されます。サラリーマンがたまたま自分の自家用車を手放す行為などは、事業として行う売買とはなりません。寄付金や補助金などは、一般的には対価性がありませんので、課税の対象とはなりません。また、無償の取引や宝くじの賞金なども原則として課税の対象にはなりません。

相談者 消費税がかからないのはどんな取引ですか？

回答者 消費に負担を求める税としての性格から課税の対象となじまないものや社会政策的配慮から、課税しない非課税取引が定められています。消費税が非課税となる取引は、土地・有価証券等の譲渡、預貯金の利子、商品券・プリペイドカードなどの譲渡、国際郵便が替・外国が替取引に係る役務の提供、社会保険医療の給付、介護保険サービスの提供、学校教育、教科用図書の譲渡、住宅の貸付けなどです。

3 派生する質問と回答

相談者 外国人旅行者は消費税は免税であると聞きました。

回答者 海外から来日している外国人旅行者等の非居住者が、みやげ品等として国外へ持ち帰る目的で輸出品販売場で購入する一定の物品については、実質的に輸出と同じであることから一定の要件のもとに消費税が免除されます。この免税制度の適用を受けるためには、あらかじめ税務署の許可を受けた免税店で購入する必要があります。免税対象物品は、飲食料品、たばこ、医薬品、化粧品、フィルム、電池などの消耗品を除く通常の生活用物品ですが、一取引の合計金額が1万円以下の場合には免税の対象にはなりません。